届出による診療所への病床設置に関する取扱要項

（趣旨）

第１条　この要項は、医療法施行規則（昭和２３年厚生省令第５０号。以下「施行規則」という。）第１条の１４第７項第１号及び第２号に規定する診療所の開設者（開設予定者を含む。以下「開設者」という。）が遵守すべき手続き等に関して、医療法及び施行規則に定めるものの他、平成２９年３月３１日付け医政発第０３３１第５８号厚生労働省医政局長通知「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について」に基づき次のとおり定めるものとする。

（対象）

第２条　届出により病床（一般病床・療養病床）を設置できる診療所とは、知事が、福島県医療審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて、次のいずれかに該当するものとして認める診療所（以下「届出有床診療所」という。）とする。

１　医療法第３０条の７第２項第２号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステム（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第６４号）第２条第１項に規定する地域包括ケアシステムをいう。）の構築のために必要な診療所

２　へき地に設置される診療所

３　小児医療の推進に必要な診療所

４　周産期医療の推進に必要な診療所

５　救急医療の推進に必要な診療所

（適合基準）

第３条　前条に定める診療所の適合基準は、別表１のとおりとする。

（手続き等）

第４条　診療所の開設者は、届出有床診療所として療養病床又は一般病床を設けようとする場合又は病床数を増加しようとする場合は、事前に、届出有床診療所病床設置計画書

（様式第１号）を提出し、知事に協議を申し出るものとする。

２　知事は、前項による協議の申出があった場合、審議会に諮問し意見を聴くものとする。

３　知事は、前項により審議会に諮問する場合、地域医療構想調整会議等において地域の関係者の意見を聴くものとする。

４　知事は、審議会の意見を踏まえ、届出有床診療所として認めた場合、その旨を当該診療所の開設者及び当該診療所の所在地を所管する保健所長へ通知するものとする。

（変更等）

第５条　届出有床診療所の開設者は、第３条の適合基準に関する事項に変更が生じた場合、知事に申し出るものとする。

２　前項の申出は、当初の申出の際に使用した様式第１号を準用し、当該様式の欄外に「変更」と明記するものとする。なお、当初の申出の内容に変更のない事項に関する添付書類は省略して差し支えない。

３　知事は、第１項の申出があった場合、前条の手続きにより届出有床診療所としての適否を判断するものとする。

４　知事は、前項の判断の結果を当該診療所の開設者及び当該診療所の所在地を所管する保健所長へ通知するものとする。

５　届出有床診療所の開設者は、第３条の適合基準を満たさなくなった場合、第１項の規定に準じて知事に申し出るとともに、速やかに当該療養病床又は一般病床を廃止することとする。

６　知事は、前項の申出があった場合、その内容を直近の審議会において報告するものとする。

（定期報告）

第６条　届出有床診療所の開設者は、当該療養病床又は一般病床の運用状況その他別表２に定める事項を毎年５月末日までに知事に報告するものとする。

２　知事は、前項の定期報告の内容を地域医療構想調整会議等に報告するとともに，必要に応じて、当該診療所の運営状況等について審議会に諮問し意見を聴くものとする。

（指導及び決定取消）

第７条　知事は、前条第３項に規定する審議会の意見を踏まえ、施行規則第１条の１４第７項第１号及び第２号に係る要件に著しく適しないと判断した場合は、当該診療所の開設者に対し、第３条の適合基準に即した運営を行うよう求めるものとする。

２　知事は、前項の規定に基づき第３条の適合基準に即した運営を求めた場合において、１年後においても改善が見られない場合、直近の審議会の意見を聴いて、当該診療所の開設者に対し、期限を定めて当該病床数の削減又は廃止を求めるものとし、当該期限までに削減又は廃止が行われない場合、届出有床診療所として認めた決定を取り消すものとする。

３　知事は、前項により届出有床診療所の決定を取り消した場合、当該診療所の開設者及び当該診療所の所在地を所管する保健所長へ通知するものとする。

４　知事は、第２項の取消を行った場合、その内容を直近の審議会において報告するものとする。

（書類の経由）

第８条

届出有床診療所の開設者がこの要項に定めるところにより知事に提出する書類は、所管の保健所長を経由して提出しなければならない。

附　則

１　この要項は、平成３０年６月１８日から施行する。

２　届出による診療所への一般病床設置に関する事務取扱要領について（平成１９年４月２７日施行）は廃止する。

別表１（第３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 適合基準 |
| 第２条第１号 医療法第３０条の７第２項第２号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所 | 次のいずれかの機能を有し、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であること。１　在宅療養支援診療所の機能（訪問診療の実施）２　急変時の入院患者の受入機能（年間６件以上）３　患者からの電話等による問い合わせに対し、常時対応できる機能４　他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入れを行う機能（入院患者の１割以上）５　当該診療所内において看取りを行う機能６　全身麻酔、脊椎麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔（手術を実施した場合に限る。）を実施する（分娩において実施する場合を除く。）機能（年間３０件以上）７　病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受渡機能 |
| 第２条第２号 へき地に設置される診療所  | 次のいずれかに該当し、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であること。１　診療所が新規の開設の場合 当該診療所の開設により直近のへき地保健医療対策事業の現況調査において示される福島県内の「無医地区」又は「無医地区に準じる地区」のいずれかの一つ以上が解消されること。 ２　診療所が既設である場合 仮に当該診療所が廃止したとき、当該廃止を原因として次回のへき地保健医療対策事業の現況調査において新規に「無医地区」又は「無医地区に準じる地区」に該当する地区が発生すること。 ３　診療所が既設であり、届出有床診療所の適用により病床を設置する際に移転を伴う場合 当該診療所が移転することにより直近のへき地保健医療対策事業の現況調査において示される福島県内の「無医地区」又は「無医地区に準じる地区」のいずれかの一つ以上が解消されるとともに，次回の調査において新規に「無医地区」又は「無医地区に準じる地区」が発生しないこと。  |
| 第２条第３号 小児医療の推進に必要な診療所  | 次のいずれにも該当し，地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であること。１　小児科又は小児外科を標榜すること。 ２　小児科又は小児外科に関する専門医（広告可能なものに限る。以下同じ。）を配置すること。ただし、小児科又は小児外科に関する専門医に準じる医師であると審議会において認める者の配置をもって、当該専門医の配置に代えることができるものとする。 |
| 第２条第４号 周産期医療の推進に必要な診療所  | 次のいずれにも該当し、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であること。 １　産婦人科又は産科を標榜すること。 ２　分娩を取扱うこと。 ３　産婦人科に関する専門医を配置すること。ただし、産婦人科に関する専門医に準じる医師であると審議会において認める者の配置をもって、当該専門医の配置に代えることができるものとする。  |
| 第２条第５号 救急医療の推進に必要な診療所  | 次の要件を満たし、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であること。救急病院等を定める省令に基づく救急診療所として知事の認定を受け、その旨の告示がされること又は当該認定に係る申出書の提出を特例適用後に行い、知事の認定を受けることを確約すること。この場合において，既に救急診療所としての知事の認定を受け、告示されている診療所については、当該認定及び告示に係る「救急診療所に関する申出書」に記載された人員体制及び機器が継続して整備されていることを条件とする。  |

別表２（第７条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 報告事項 | 様式 |
| 第２条第１号医療法第３０条の７第２項第２号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所 | １　前年１年間の入院患者延数（うち在宅療養を担当した入院患者延数）２　次の事項のうち届出有床診療所に該当するものとして認められる機能に関する事項(1)　前年１年間の訪問診療等の実施回数(2)　前年１年間の急変時の入院患者の受入れ件数(3)　患者からの電話等による問い合わせに対し、常時対応できる体制(4)　前年１年間の他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入れ件数(5)　前年１年間の当該診療所内において看取りを行った件数(6)　前年１年間の全身麻酔、脊椎麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔（手術を実施した場合に限る。）を実施した（分娩において実施する場合を除く。）件数(7)　前年１年間の病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受渡件数３　添付資料(1) １年以内に提出した東北厚生局長あて在宅療養支援診療所に係る報告書（別紙様式１１の３）の写し(2)　往診担当医の氏名及び担当日時（任意様式）(3)　上記２のうち該当する機能に関する内容を確認できる書類(4)　その他知事が必要と認める書類 | 様式第２号 |
| 第２条第２号へき地に設置される診療所 | 前年１年間の入院患者延数 | 様式第３号 |
| 第２条第３号小児医療の推進に必要な診療所 | 前年１年間の小児科専門医（審議会が認めた当該専門医に準じる医師を含む。）が診療を担当した入院患者延数 | 様式第４号 |
| 第２条第４号周産期医療の推進に必要な診療所 | 前年１年間の分娩取扱い件数 | 様式第５号 |
| 第２条第５号救急医療の推進に必要な診療所 | １　前年１年間の診療時間外の受診患者（時間外加算，深夜加算又は休日加算を算定した者）延数２　前年１年間の救急自動車による搬送受入れ人員数及び入院患者数 | 様式第６号 |

（備考）

前年１年間とは、第７条の規定に基づき，知事に報告を行う日が属する年の前年の１月１日から

１２月３１日とする。